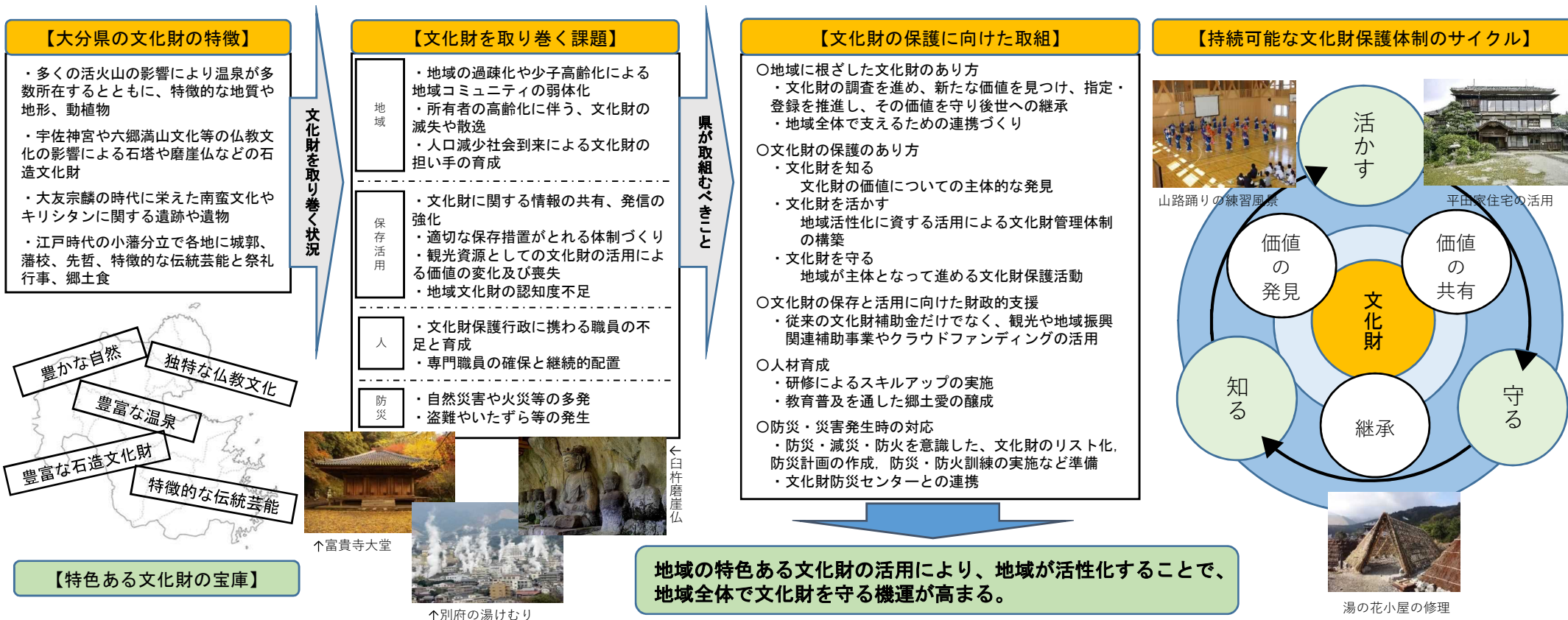


大分県文化財保存活用大綱について(案)

基本方針：地域とともに「活かして守る」大分の文化財

目指すべき姿：①住民が地域の文化財の価値を発見 ②地域資源として文化財の活用を通して価値を共有
③文化財を活かした地域振興で地域の活性化 ④持続可能な文化財の保護体制の構築



【大分県文化財保存活用大綱：概要】（案）

基本方針：地域とともに「活かして守る」大分の文化財

< 序 章 >

第1節 大綱策定の背景と目的

- ・過疎化・少子化・高齢化や価値観の多様化に加え、近年の大規模災害による文化財被害、文化財に対する興味・関心の希薄化、所有者負担の増大など様々な課題
- ・文化財保護法の改正により県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることが可能
- ・大綱策定により、文化財に対する県民の関心や理解を深め、地域とともに文化財を活かして守る持続可能な好循環システムの構築を図る。

第2節 文化財保護 「保存」と「活用」

- ・文化財の「保護」とは、表裏一体の「保存」と「活用」からなる。
- ・文化財保護は、地域資源である文化財を活用することを通して、持続可能な文化財の保存体制の確立を図る必要があり、SDGsの理念に通じる。

第3節 大綱の位置づけ

- ・上位計画である大分県長期総合計画・大分県長期教育計画や、観光・芸術文化・町づくり・自然環境・防災などの各種計画と、本大綱との関係を整理

< 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針 >

第1節 大分県の概要

(1) 面積・人口

- ・県の面積と人口減少の状況について

(2) 地理・自然環境

- ・県土の約7割が林野で占められている地形や、複雑な構造線及び温泉や耶馬を生み出す地質構造、気候と動植物について

(3) 大分県の歴史と文化

- ・縄文時代から西日本を中心に広く流通する姫島産黒曜石の利用がみられ、九州の玄関口として九州最古の前方後円墳の一つとされる赤塚古墳が3世紀末頃に築造されるなど、文化的な窓口となる。
- ・7世紀には豊前国に2郡、豊後国に8郡が置かれ現在に連なる行政区分が成立。6世紀に現れた八幡神は時々の政局と深く関わりながら国家守護の神として尊崇を受け、日本各地へ広がる。
- ・八幡神が出家したという伝承とともに奇岩絶峰が広がる国東半島は宇佐弥勒寺の僧の修行の場となり、山岳信仰や不動信仰と結びつき独特な仏教文化が誕生し、「六郷山」と呼ばれる天台宗寺院群が形成される。

- ・鎌倉時代に大友氏が豊後国に入ってくることによって400年に渡る大友氏の支配が始まり、大友宗麟の時代には中国・朝鮮・東南アジアとの交易やキリスト教との関係を通じてキリシタン文化が花開く。
- ・江戸時代の大分県は8つの藩と7つの領地が入り交じる「小藩分立」の時代となったことにより、地域ごとに様々な産業や民俗芸能が誕生。また、小藩分立は三浦梅園、帆足万里、広瀬淡窓ら「豊後の三賢」と称される多様な人材を輩出する背景ともなる。
- ・日田県を統合し、小倉県から中津・宇佐両市が加わり現在の「大分県」が成立

第2節 大分県の文化財の特色

(1) 類型ごとの文化財

- ・有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型と埋蔵文化財と文化財の保存技術について

(2) 類型別に見る大分県内の文化財

- ・県内にある6類型及び埋蔵文化財と文化財の保存技術の概要と特徴について

(3) 大分の歴史文化の特質にみる関連文化財群

- ・県内にある3つの日本遺産のストーリーや大分県の10のテーマでつながる文化財群

日本遺産	・近世日本の教育遺産群（日田市）
	・やばけい遊覧（中津市・玖珠町）
	・鬼が仏になった里『くにさき』（豊後高田市・玖珠町）

大分県の10のテーマでつながる文化財群	・火山活動の影響を受けた風致景観と動植物
	・瀬戸内海を通じた文化の交流
	・八幡神の信仰と六郷山
	・石造文化財の宝庫
	・大友氏による交易の推進とキリシタン文化
	・多彩な文化を生み出した小藩分立
	・温泉を資源とした観光
	・伝統芸能と祭礼行事
	・江戸時代にはじまる地域ごとの食文化
	・近代の伝統工芸

第3節 文化財の保存・活用に関する課題

・類型別に見る課題と文化財を取り巻く課題

<ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少や少子高齢化 ・地域コミュニティの衰退 ・文化財に関する情報の共有、発信 ・文化財に関わる人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財に対する財政的支援 ・防犯・防災対応と発災時の対応 ・地域資源としての文化財の活用
---	---

第4節 目指すべき将来像と方向性

(1) 将来像

・県民が文化財の価値を主体的に発見し、教育資源をはじめとする様々な地域資源として「活用」することで、地域が活性し、人々が文化財の価値を共有することによって、持続可能な「保存」体制の確立を図る。

(2) 方向性

・文化財を「知る」：体験を通じて文化財の価値について主体的に発見することで、文化財を身近なものにする。

・文化財を「活かす」：様々な課題を抱えている地域において文化財を活用することで、地域の活力を増し管理体制を確保する。

・文化財を「守る」：地域外の人とも協力しながら、地域活性化に資する活用を通して地域全体で文化財を守る仕組みを整え、持続的な文化財保護を可能にする。さらに、知る機会によって文化財の奥深さに触れることで未来の後継者・担い手を育成する。

< 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 >

第1節 調査・指定に関する取組

(1) 大分県における文化財保護制度の歩み

・昭和20年代から整えられていった大分県文化財保護行政の歩み

(2) 大分県における文化財調査

・県教育委員会、歴史博物館、先哲史料館、埋蔵文化財センターで実施した調査の概要

(3) 文化財の指定制度

・文化財の指定制度は、文化財という「宝」の価値を、所有者だけでなく、地域住民や市町村民、県民、国民で共有すること

・調査を進めることを通じて、新たな価値を見だし、指定制度を通じて、その価値を守り後世へとつなげていく。

第2節 文化財の補助事業と今後の保存のあり方

(1) 文化財に関する財政的支援

・国や県の文化財関係補助制度の概要と、文化財関係以外の補助制度ならびに民間団体等の助成金やクラウドファンディングなどの活用について

(2) 文化財の維持・管理

・経年劣化や自然災害等から文化財を守るための適切な維持・管理のあり方について

(3) 文化財の修理・整備

- ・「文化財そのものの修理」と「文化財の周辺環境を整えるための整備」のあり方について

第3節 文化財の活用

(1) 文化財活用のあり方の変化

- ・「公開による活用」から「地域振興への活用」への変化の過程と「ユニークベニュー」や「リビングヒストリー」など地域振興への活用のあり方について

(2) 大分県で実施してきた文化財活用の取組

- ・「文化財の戦略的保存・活用推進事業」、「地域の文化財魅力度アップ事業」、「日本遺産認定推進事業」について

(3) これからの文化財活用

- ・文化財の価値を共有した地域住民が、行政や各種団体と連携して、その価値の普及に努めることで文化財を地域資源として活用し、地域を賑わすという好循環を生み出すことが重要

(4) 情報発信と公開の取組

- ・文化財の情報をデジタル化し、「何時でも、誰でも、何所からでも」文化財に触れる機会を創出するため、文化財のデジタル化と積極的な情報発信を推進することで、人々と文化財をつなげていく。

第4節 人材育成

(1) 文化財そのものの担い手の育成

- ・担い手の育成には、地域住民が地域の文化財を知って、地域社会での協力体制と学校教育との連携が重要

(2) 文化財の保存や活用を担う人材の育成

- ・OJTや各種団体と連携した計画的な研修、定期的な人事異動によるスキルアップを図る。

< 第3章 市町村への支援の方針 >

第1節 市町村と県の果たすべき役割

(1) 市町村の現状と果たすべき役割

- ・文化財担当職員数が限られているが、文化財に対して所有者とともに第一義的責任を負わなければならない。

(2) 県の果たすべき役割と市町村への支援

- ・広域自治体として市町村ごと、または市町村間で連携して文化財の保存活用を推進できるような体制づくりに努める。

第2節 市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援

- ・全ての市町村が地域計画の作成に向けて取り組めるよう、様々な機会を設けるとともに作成に向けた相談・協議会等への参加・助言等の実施

第3節 市町村による連携の推進

- ・一つの市町村の単位で完結しない文化財の活用や解決できない課題等について、市町村の連携を推進

第4節 歴史的建造物の活用に関わる建築基準法の適用除外に関する支援

- ・文化財の現状変更を伴う修理等を行う際に適応除外を検討している場合は、市町村に対し県関係部局と連携しながら必要な指導・助言を実施

< 第4章 防災・災害発生時の対応 >

第1節 平時の対応

- ・大分県における近年の災害、平時における防災・防火・防犯の取組について説明し、関係機関のデータ収集と共有化の推進

第2節 初動対応

- ・防災体制と発災時の対応のあり方について

第3節 復旧に向けた取組

- ・文化財防災センター、文化財ドクター派遣事業と文化財レスキュー派遣事業の概要
- ・被災文化財の復旧について自治体や研究機関との情報共有と発災時の連携体制を整備し、有事に備えるためのネットワークの構築を推進
- ・国、県、市町村はもとより九州各県とも協力しながら、復旧・復興への取組

< 第5章 文化財の保存・活用の推進体制 >

第1節 推進体制

- ・県、附属機関、関係団体の概要及び所管する文化財の保存活用に関係する業務について

第2節 今後の体制整備の方針

- ・地域の文化財を地域で守り伝えていく気運の醸成に努める。
- ・各種団体と連携して有効な研修を実施し、文化財行政担当職員のスキルアップを図る。
- ・人材交流の場を設定して関連機関・団体との連携を進め、より多くの人々で文化財を守り伝えていく体制の構築をめざす。